

認可保育所・認定こども園（2号・3号保育利用）をご利用のみなさんへ



# 幼児教育・保育の無償化と 宮古市の独自支援について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

宮古市では、国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援を行います。

国の制度と市の独自支援策による実際の支援の内容と必要な手続き等について、次のとおり御案内します。ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。

●0歳から就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。併せて、3歳以降の副食費も月額4,500円を超えない範囲で軽減します。

◆3歳児～就学前の副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても月額ひとり4,500円を上限として市が支援します。

●必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請（子どものための補足給付認定申請）」です。園を通じて必要な書類をお届けします。

◆保育料については、市の制度による無償（0歳～2歳児）と国の制度による無償（3歳児～就学前）の期間に分かれますが、在園中の方は新たな手続きは必要ありません。（自動的に無償となります。）

◆副食費については、保護者に代わって園が市に請求する方法をとるため、通常、保護者の負担はありません。副食費の金額が月額4,500円を超えた場合のみ、その差額が保護者に請求されます。（園が定める副食費の額によって変わります。）

◆認定申請について、国の制度による無償化対象なのか、市の補足給付の申請対象なのかを園を通じてお知らせします。申請が必要な方には園を通じてご案内します。

◆行事費、教材費、通園バス利用料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

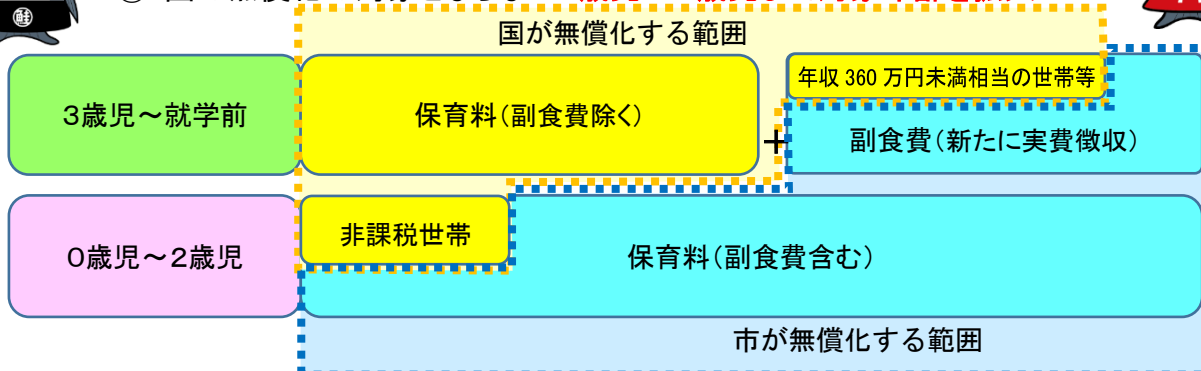
※延長保育は無償化の対象にはなりません。これまでどおり、申込みや利用料の徴収等は各園で行われます。

※認可保育所や認定こども園を保育利用している方は、他の保育サービス（ファミリーサポートセンター等）の利用分を無償とすることはできません。（有料での利用となります。）

## 宮古市の軽減支援の基本的な考え方



- ① 新たに負担することになる **副食費への支援**
- ② 国の無償化の対象とならない **0歳児～2歳児まで対象年齢を拡大**



お問い合わせ：宮古市こども課子育て支援係 電話 68-9084